

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

訴えの変更申立書

(抹消請求の趣旨の特定)

名古屋高等裁判所 御中

(民事第2部)

2023年6月 日

控訴人（一審原告）ら訴訟代理人

弁 護 士	山	田	秀	樹	
同	笹	田	参	三	
同	小	林	明	人	
同	井	上	卓	也	
同	山	本		妙	
同	岡	本	浩	明	
同	見	田	村	勇	磨
同	横	山	文	夫	
同	樽	井	直	樹	
同	中	谷	雄	二	
同	仲	松	正	人	
同	太	田	義	基	
同	小	川		香	

第1 請求の趣旨の変更

控訴人（一審原告）らは、請求の趣旨（控訴の趣旨の3項及び4項）を次のとおり変更する。

「3 被控訴人岐阜県は、別紙物件目録1（別紙1）記載の情報を抹消せよ。

4 被控訴人国は、別紙物件目録2（別紙2）記載の情報を抹消せよ。」

第2 請求の原因の変更

1 原判決

原判決は、一審被告県及び一審被告国に対する個人情報の抹消請求について、抹消の対象となる情報が特定されていないとして一審原告らの訴えを却下した。しかし、この判断は不当であり、一審原告らは、請求の趣旨は十分特定されていたと考えるが、なお念のため、別紙物件目録1及び同2（特に、予備的請求3）のとおり請求の趣旨を特定するとともに、その理由について述べる。なお、便宜上、本書面において、一審被告国が一審原告らの個人情報を保有していることについても主張する。

2 請求の趣旨の特定

(1) 求められる特定の程度

ア 抽象的不作為請求の議論が個人情報抹消請求にも妥当すること

抽象的不作為請求、個人情報抹消請求のいずれにおいても、①相手方に対して何らかの給付を求めること（給付の訴え）、②相手方がどのような方法を講じるかは重要なものではなく、結果の実現が重要なものであることから、抽象的不作為請求でなされている議論が個人情報抹消請求にも妥当するものと考えられる。

イ 抽象的不作為請求に関係する判例、裁判例の内容

最判一小平成5年2月25日（横田基地事件）では、「上告人らの本件差止請求のうち、主位的請求に係る訴えは、その請求の趣旨を『被上告人は、上告人ら

のためにアメリカ合衆国軍隊をして、毎日午後九時から翌日午前七時までの間、本件飛行場を一切の航空機の離着陸に使用させてはならず、かつ、上告人らの居住地において五五ホン以上の騒音となるエンジンテスト音、航空機誘導音等を発する行為をさせてはならない。』とするものである。右請求の趣旨は、被上告人に対して給付を求めるものであることが明らかであり、また、このような抽象的不作為命令を求める訴えも、請求の特定に欠けるものということとはできない」として請求の特定はなされているとしている。

また、大阪高判平成4年2月20日（国道43号事件）では、「原告らの差止請求については、その目的を達成するための作為を求めるに帰するとして、右に挙げたような多様な方途のどの方法を求めているのか特定できないから、訴えとして不適法であるとの見解がある。《中略》しかし、被害を受けている者が、その被害を将来に向けて回避するという観点から、直截に救済を求めるには、原因の除去を求めることが必要であると同時に、それで十分というべきである。そうだとすれば、まず原告らの差止請求は、その主張する保護法益、差止として被告らにおいて何がなされるべきかを明らかにしているのであるから、趣旨の特定に欠けるところはないといえる」として請求の趣旨の特定を認め、上告審となる最判二小平成7年7月7日（国道43号事件）も請求の趣旨が不特定であるとして却下をしていない。

神戸地判平成12年1月31日（尼崎判決）では、「身体権侵害差止請求訴訟において訴訟物を特定する場合には、請求の趣旨と原因とによって、現に身体権を侵害し、あるいは侵害する現実的危険がある被告の行為（侵害行為）及び侵害される原告の身体権の内容（侵害結果）が特定されれば足りるのであり、これが主張立証されれば、裁判所は、原告が被告に対し身体権侵害をしない不作為義務の履行を求める人格権的請求権を有するとの法的状態を認識することが可能となる。要するに、現況を改めるため被告が実施すべき措置の内容は、人格権的請求権の訴訟物の特定のために必要な事実ではない」としている。神戸地判平成1

2年1月31日（尼崎判決）は、被告が行うべき内容を具体的に特定していなくとも、請求の特定を認めている。

ウ 被告のなすべき内容が明らかであれば十分であり、作為の対象を一義的に明確に特定する必要はないこと

大阪高判平成4年2月20日（国道43号事件）では、「被告らにおいて何がなされるべきかを明らかにしていれば請求の趣旨は特定されていると述べている。最判一小平成5年2月25日（横田基地事件）においても請求の趣旨を「被上告人は、上告人らのためにアメリカ合衆国軍隊をして、毎日午後九時から翌日午前七時までの間、本件飛行場を一切の航空機の離着陸に使用させてはならず、かつ、上告人らの居住地において五五ホン以上の騒音となるエンジンテスト音、航空機誘導音等を発する行為をさせてはならない」として被告が何をすべきか明らかにしたところ、請求の趣旨は特定されたものとして扱われている。また 神戸地判平成12年1月31日（尼崎判決）では、「現況を改めるため被告が実施すべき措置の内容は、人格権的請求権の訴訟物の特定のために必要な事実ではない」として作為の内容を一義的に特定することまで求めていない。

エ 上記の裁判例は本件にも妥当する

これらの裁判例は抽象的不作為請求に関するものであるが、抽象的不作為請求と個人情報抹消請求のいずれにおいても、①被告に対して何らかの給付を求めること（給付の訴え）、②被告がどのような方法を講じるのかは重要なものではなく結果の実現が重要なものであることからすると、抽象的不作為請求の議論は本件個人情報抹消請求においても妥当するといえる。

また、控訴理由書でも主張したように、これらの裁判例が必要にして十分な特定がなされていると判示した趣旨は、専門的技術も知見もなく、証拠等もない原告において、過度の特定を要求することは原告に不可能を強いることになり、裁判を受ける権利の侵害ともなるという点にある。そうであれば、本件においても、情報を収集・保有した側ではない一審原告らに、抹消の対象となる情報が具体的

にどのような情報であり、いつ、どこで収集され、どのような状態でどのように保管されているのかを知ることは不可能であるから、過度の特定を求めるべきではない。そして、具体的にどのような情報が、どのような形状でどこに保管されているかをいちいち特定せずとも、「〇〇の情報」という程度の特定がなされていけば、情報を保有する一審被告らにとっては、抹消の対象となる情報を特定できるのであるから、そのような特定の程度で必要にして十分である。

(2) 情報の特定

ア 一審原告らは、個人情報の抹消請求に関する請求の趣旨について、別紙物件目録1及び同2として、主位的請求と予備的請求を整理したうえ、議事録の記載をもとに情報を具体的に特定した予備的請求3を追加した。一審原告らとしては、これまでの請求の趣旨においても抹消請求の対象となる情報は十分に特定されていると考えるが、今般、追加した予備的請求3において、以下に述べるように、十分に特定されている。

イ 利用の時期及び態様による特定

予備的請求3において抹消を求める情報は、利用の時期及び態様によって特定されている。

すなわち、大垣警察とシーテック社が第1回の情報交換を実施した2013年8月7日から第4回の情報交換を実施した2014年6月30日までの間に、大垣警察がシーテック社に提供した一審原告らの情報、及び、合計4回の情報交換によりシーテック社から得た一審原告らの情報である。

なお、大垣警察がシーテック社に提供した情報の中には、収集時期が特定できるものもある。すなわち、第2回情報交換において大垣警察がシーテック社に提供した「松島住職が、平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった」という情報(甲1・10頁)は、第1回情報交換から第2回情報交換までの間に大垣警察が収集した情報である。すなわち、一審原告松島は2013年11月17日開催のぎふコラボ友の会総会において、友の会の役員に選任されたか

らである。また、第4回情報交換において大垣警察がシーテック社に提供した一審原告近藤に関する「弁護士法人『岐阜コラボ』が毎年5月3日（憲法の日）に主宰する『西濃憲法集会』が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうである」という情報（甲1・25頁）も、第2回情報交換から第4回情報交換までの間に大垣警察が収集した情報である。これら2つの情報については、時期及び利用の態様のみならず収集時期によっても特定されている。

ウ 評価的情報も抹消の対象となる情報として特定されている

一審原告らが抹消を求める情報の中には、「風力発電に拘わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であること」、「地元の有力者から、あいつらは何でも反対する共産党と呼ばれていると聞いていること」、「頭もいいし、喋りも上手である」などという評価的な情報も含まれている。ただ、このような一定の事実を評価したような情報も一審原告らの個人情報といえる。原審も、「これらは、一定の事実を評価した結果の発言であるといえ、原告らの個人情報を含むものと認められる。」と判示している（26頁）。

したがって、このような評価的な情報も抹消の対象となる情報であり、かつ特定もされているといえる。

(3) 小括

以上より、主位的請求、予備的請求1及び同2において抹消を求める情報はもちろん、今般追加した予備的請求3についても、利用の時期、利用の態様によって十分に特定されている。したがって、請求の趣旨は特定されている。

3 一審被告国の保有

これまで繰り返し主張してきたように、一審原告らの情報は、一審被告県のみならず、一審被告国も保有している。それは以下の事実から明らかである。

(1) 国家警察である

宮内裕は、現在の警察組織の特徴の1つとして、中央集権制を挙げる。すなわ

ち、1954（昭和29）年警察法が、1947（昭和22）年警察法による警察の地方分権化を排除して、国家警察が強化されたことにおいてみとめられるとする。その第1の特徴は、警察特権官僚の制度化であり、警察庁の職員・都道府県警察の警視正以上の警察官は国家公務員とされるとともに、警察庁長官・警視総監・道府県警察本部長・都道府県警察の警視正以上の警察官の任免権を国家公安委員会が掌握した（26条、49条、50条、55条1項）。そして、一般の地方警察官の任免は道府県公安委員会の同意を必要とするが、警察庁長官と警視総監については、とくに内閣総理大臣の承認を要するとして（16条、49条）、国家公安委員会の委員長を国务大臣とすることとともに（6条）、人事権を媒介として、これら全国警察組織の実権を掌握する警察幹部に対する政治統制の制度的保障の道を開いた、とする。また、第2の特徴は、このような人事的中央集権化の制度的保障と並行して、「政治警察」の中央集権化が制度的に保障された、とする。すなわち、国家公安委員会は、その任務の1つである「国の公安に係る警察運営」に対応して、「民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案」と「地方静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案」で「国の公安に係るものについての警察運営に関する」権限を与えられた（5条1項・2項2号）。そして、国家公安委員会の管理下にあり、実施機関としての性格をもつ警察庁は、昭和22年警察法の場合と異なって、多くの事項に指揮監督権をもつ中で、国の公安に係わる事案についての警察運営と緊急事態の計画・実施について、都道府県警察を指揮監督することになった（17条）。この所掌事務は、とりもなおさず警備警察とくに治安警備（公安警備）に該当するものであり、かくて警備警察は中央的統制を容易にする制度的保障が与えられた。そして、これは、人的統制を媒介として、さらに強固な保障を受けるものであることはいうまでもない、とする。

このように、警察組織は中央集権化が制度として保障されており、法体系上も、実態上も国家警察である。したがって、都道府県警察の警備課が警察庁警備局の指揮命令に服し、その職務について警察庁警備局に逐次報告していることは明ら

かである。すなわち、警察庁と都道府県警察とで情報を共有している。

(2) 大衆運動を敵視している

近年、警察庁警備局が、反原発運動、集団的自衛権行使反対運動及び環境保護運動等の大衆運動を敵視し、全国の動向を注視していることは明白である。その注視も概括的なものではなく、かなり詳細なものである。それは、警察庁警備局が刊行する「治安の回顧と展望」を見ると明らかである。本件情報交換が行われた2013（平成25）年及び2014（平成26）年の「治安の回顧と展望」を見ると、例えば基地反対運動について、「オスプレイの追加配備を捉え、7月下旬から9月下旬にかけて沖縄県や一時駐機先の岩国飛行場がある山口県等、各地で集会、デモ等が取り組まれたほか、首相官邸前抗議も行われた。このうち、8月及び9月には 沖縄県・普天間、飛行場野嵩ゲート前において公務執行妨害罪で1人、刑事特別法違反（施設又は区域を侵す罪）で1人をそれぞれ逮捕した。さらに、10月、オスプレイを使用して行われた滋賀県での日米合同訓練を捉え、現地等で集会、デモ等が取り組まれた。普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる、沖縄県では、政府が県に提出した公有水面埋立申請に対する沖縄県知事の承認を捉え、抗議行動が取り組まれた。大衆団体等は、知事の不承認を訴え、12月25日、沖縄県庁包囲行動に取り組んだ（主催者発表約1500人）。また、知事が承認した27日にも、承認撤回等を訴えて同行動に取り組んだほか（主催者発表約2000人）、参加者の一部が沖縄県庁ロビーで座込み等の抗議行動に取り組んだ。さらに、県庁前の県民広場での抗議集会や連日の座込み、知事公舎前での抗議行動に取り組んだほか、都内では、首相官邸前で抗議行動に取り組んだ」などとしている（下線引用者、「治安の回顧と展望平成25年版」31～32頁）。2014（平成26）年においても、例えば、反原発運動について、「大衆団体等は、引き続き、反原発や脱原発を主張して、毎週金曜日の首相官邸前での抗議行動や全国各地での集会に取り組んでいる。首相官邸前での抗議行動には、日本共産党の国会議員等が参加している。とりわけ、国内全ての原子力発電所が

運転停止している状況下で、原子力規制委員会が2014（平成26）年9月10日に川内原発の新規制基準適合を結論付けた審査書を決定し、その運転再開が有力視される中、大衆団体等は『再稼働反対』の主張を強めている。大衆団体等は、2013（平成25）年と同様、『NO NUKES DAY』と題する取組を行った。3月9日には、都内・日比谷野外大音楽堂における集会やデモのほか、国会周辺での抗議行動も行い、延べ3万2000人（主催者発表）が参加した。6月28日には、都内・明治公園等において、5500人（主催者発表）を集め、集会やデモに取り組んだ。また、9月28日には、鹿児島市内に県内外から7500人（主催者発表）を集めて集会やデモを実施し、『再稼働反対』などを訴えた。2015（平成27）年も引き続き、大衆団体等は、原子力発電所の運転再開や建設再開、指定廃棄物の最終処分場の設置等様々な事象を捉え、反原発運動に取り組んでいくものとみられる」などとしている（下線引用者、「治安の回顧と展望平成26年版」）。「治安の回顧と展望」の添付資料の「年表」（以下「年表」という）の「共産党・大衆・労働・オウム等」の欄には、より細かい地方の大衆運動の動向が記載されている。2013年及び2014年の年表の記載を以下に具体的に指摘する。なお、警察庁警備局の大衆運動敵視の姿勢は2014年以降も変わらない。それはその後の「年表」の記載からしても明らかである。

このように、警察庁警備局は、全国の大衆運動を敵視し、その動向を詳細に調査し把握しているのである。

【2013（平成25）年の年表】

- ・ 1月
- 「22 オスプレイ配備撤回を求める市民集会（沖縄）」
- 「27 オスプレイ配備撤回等を求める東京集会（東京）」
- ・ 3月

- 「5 オスプレイ本土飛行訓練反対集会（山口）」
- 「5 TPP参加反対国会前座込み抗議（東京）」
- 「5 『STOP TPP！官邸前アクション緊急拡大行動』（東京）」
- 「9 『つながろうフクシマ！さようなら原発大行動』（東京）」
- 「9～11 反原発集会等（全国）」
- 「10 『0310原発ゼロ☆大行動』（東京）」
- 「12 『国益を守れないTPP交渉参加断固反対緊急全国集会』（東京）」
- 「13 『日本国政府による沖縄切り捨て『4・28主権回復式典』糾弾！緊急集会』（沖縄）」
- 「13 『第44回重税反対全国統一行動』（全国）」
- 「15 TPP交渉参加撤回を求める抗議（東京）」
- 「21 TPP交渉参加撤回国会要請行動（東京）」
- 「25 辺野古新基地建設反対緊急抗議集会（沖縄）」
- 「29 首相官邸前抗議1周年（東京）」
- ・4月
- 「11 『消費税大増税中止を求める国民集会』（東京）」
- 「12 『首相官邸前抗議』（50回目）（東京）」
- 「28 『安保条約破棄・真の主権回復を求める国民集会』（東京）」
- 「28 『4・28政府式典に抗議する屈辱の日大会』（沖縄）」
- ・5月
- 「3 『5・3憲法集会2013』（東京）」
- 「17～19 『5・15平和行進』（沖縄）」
- 「25 『TPP参加をとめる！5・25大集会』（東京）」
- ・6月
- 「2 『6・2NO NUKES DAY』（東京）」
- 「5 『TPP参加断固阻止 青森県民総決起集会』（青森）」

- 「13 TPP反対集会（宮城）」
- 「14 『96条の会』発足シンポジウム（東京）」
- 「15 『TPP参加撤回を求める道民集会』（北海道）」
- 「22 TPP反対集会（北海道）」
- 「22 TPP反対集会（福島）」
- 「26 電力会社株主総会に対する抗議（全国）」
- 「27 MOX燃料搬入等に対する抗議（福井）」
- ・7月
- 「8 電力会社による原発の安全審査申請に対する抗議（東京）」
- 「14 『おおさか・アゲインスト・レイシズム仲良くしようぜパレード』（大阪）」
- 「22 『TPPから「地域」「暮らし」「いのち」を守るオホーツク総決起集会』（北海道）」
- 「25 『TPPから北海道を守り抜く総決起大会』（北海道）」
- 「28 『オスプレイ追加配備抗議沖縄配備・低空飛行訓練反対7・28市民大集会』（山口）」
- 「28 『被爆68周年原水爆禁止世界大会・福島大会』（福島）」
- 「28 『原発なくそう！九州玄海訴訟の風船プロジェクト第3弾』（佐賀）」
- 「28 『風船とばそうプロジェクト』（鹿児島）」
- 「29 オスプレイ沖縄配備に対する首相官邸前抗議行動（東京）」
- 「30 オスプレイ追加配備、陸揚げに対する抗議行動（山口）」
- 「31 『TPPに反対し、食料・農業・環境を守る秋田県民集会』（秋田）」
- ・8月
- 「3 オスプレイ追加配備に対する緊急抗議集会（沖縄）」
- 「3 普天間飛行場の野嵩ゲート前でオスプレイ追加配備への抗議行動中の男性1人を公務執行妨害罪で現行犯逮捕（沖縄）」
- 「4～6 『被爆68周年原水爆禁止世界大会・広島大会』（広島）」

- 「5～6 『原水爆禁止2013年世界大会・広島』(広島)」
- 「7～9 『原水爆禁止2013年世界大会・長崎』(長崎)」
- 「7～9 『被爆68周年原水爆禁止世界大会・長崎大会』(長崎)」
- 「12 オスプレイ追加配備に対する抗議行動(沖縄)」
- 「22 米空軍救難ヘリHH-60の墜落事故に抗議する宜野座村民大会(沖縄)」
- 「22 『反貧困全国キャラバン2013』(沖縄)」
- 「23 『反貧困全国キャラバン2013』(北海道)」
- 「28 『東電本店前緊急抗議行動』(東京)」
- ・9月
- 「1 反原発講演会(東京)」
- 「2 TPP交渉からの撤退を求める宮城県民集会(宮城)」
- 「14 『再稼働反対!9・14さようなら原発大集会』(東京)」
- 「15 『もう動かすな原発!福井集会』(福井)」
- 「16 『脱原発サウンドデモ』(北海道)」
- 「22 『差別撤廃 東京大行進』(東京)」
- 「22 米海軍横須賀基地の空母母港化40年、原子力空母配備5年に抗議する集会(神奈川)」
- 「25 『空母母港化40周年・原子力空母ジョージ・ワシントン横須賀基地母港化5周年抗議・原子力空母配備撤回を求める全国集会』(神奈川)」
- 「25 オスプレイ追加配備に対する緊急抗議集会(沖縄)」
- 「27 『消費税増税ストップ!!国民集会』(東京)」
- 「27 東京電力柏崎刈羽原子力発電所の安全審査申請反対抗議(東京)」
- 「29 『反原発☆渋谷大行進』(東京)」
- ・10月
- 「2 『東電解体!東電本店抗議行動』(東京)」
- 「2 『TPPから「食と暮らし・いのち」を守り「国会決議の実現」を求める全

国代表者集会』(東京)」

「5 『STOP 泊原発の再稼働！さようなら原発北海道集会！inいわない』(北海道)」

「6 『オスプレイ来るな！日米合同演習反対ーあいば野大集会』(滋賀)」

「10 『消費税増税中止！社会保障の大改悪を許すな！10・10京都市民集会』(京都)」

「11 消費税増税反対『全国業者婦人決起集会』(東京)」

「13 『10.13 NO NUKES DAY』(東京)」

「14 『反貧困世直し大集会2013』(東京)」

「29 『秘密保護法案と立憲主義否定の国づくりに反対する集会』(東京)」

・11月

「2 『なくせ！原発 安心して住み続けられる福島を！11.2ふくしま大集会』(福島)」

「6 『東電解体！東電本店合同抗議』(東京)」

「10 『さよなら原発！11.10九州沖縄集会』(福岡)」

「10 『さよなら原発！栃木アクション11.10』(栃木)」

「21 『STOP！「秘密保護法」大集会』(東京)」

「23 原発再稼働反対『11・23ひまわり集会』(静岡)」

「24 『オスプレイ来るな！11・24首都圏大集会』(神奈川)」

「24 『さよなら原発埼玉県民集会』(埼玉)」

・12月

「1 『NO NUKES えひめ』(愛媛)」

「1 『パパママぼくの脱原発ウォークin武蔵野・三鷹』(東京)」

「1 『戦争はイヤ！御堂筋パレード』(大阪)」

「3 『TPP決議の実現を求める国民集会』(東京)」

「4 『国会包囲ヒューマンチェーン行動』(東京)」

- 「6 秘密保護法採決反対『参議院議員会館前昼集会』（東京）」
- 「6 『「秘密保護法」廃案へ！12.6大集会』（東京）」
- 「8 『これでいいのか？！TPP大行動』（東京）」
- 「8 『憲法改悪阻止！安倍政権の暴走ストップ！12・8三多摩大集会』（東京）」
- 「13 『被災者の声を聴け総行動』（東京）」
- 「15 『集まろうストップ再稼働！12.15in川内』（鹿児島）」
- 「22 『再稼働反対☆国会大包围』（東京）」
- 「25、27 『知事は政府に屈することなく、不承認！県民行動』（沖縄）」

【2014（平成26）年の年表】

・1月

- 「24 『秘密保護法廃止！国会大包围』（東京）」
- 「24 秘密保護法廃止を求める集会・デモ（愛知）」

・2月

- 「14 「県庁包围県民運動」（沖縄）」
- 「16 『さようなら原発九州総決起集会』（佐賀）」
- 「16 『脱原発・出直しDEMO』（東京）」

・3月

- 「8 『原発のない福島を！県民大集会』（福島）」
- 「8 『上関原発を建てさせない山口県民大集会』（山口）」
- 「8 『バイバイ原発3・8きょうと』（京都）」
- 「9 『3・9 NO NUKES DAY』（東京）」
- 「9 『なくそう原発3・9関西行動』（大阪）」
- 「13 『3・13重税反対全国統一行動』（全国）」
- 「15 『フクシマを忘れない！さようなら原発3・15脱原発集会』（東京）」
- 「16 『3・16さよなら原発！かごしまパレード』（鹿児島）」

- 「20 『憲法を破壊する集団的自衛権行使反対！ 戦争をさせない1000人委員会出発集会』（東京）」
- ・ 4月
- 「8 『解釈で憲法9条を壊すな！大集会』（東京）」
- 「16 『TPPから食料・農業・環境を守る秋田県民総決起集会』（秋田）」
- 「19 辺野古移設反対海上抗議パレード（沖縄）」
- 「21 『TPPから食とくらし・いのちを守る4・21宮城県民集会』（宮城）」
- ・ 5月
- 「2 『首相官邸前抗議行動』（100回目）（東京）」
- 「3 『5・3憲法集会2014』（東京）」
- 「12 TPP反対集会（山形）」
- 「14 TPP交渉緊急集会（東京）」
- 「15 安保法制懇の報告書提出と安倍晋三内閣総理大臣の記者会見に抗議する官邸前緊急行動（東京）」
- 「15～18 『5・15平和行進』（沖縄）」
- 「23 狭山事件再審を求める集会（東京）」
- 「31 TPP反対集会（福島）」
- ・ 6月
- 「1 『川内原発再稼働やめろ 官邸・国会前☆大抗議』（東京）」
- 「4 『第39回全国公害被害者総行動』（東京）」
- 「13 鹿児島県庁前川内原発再稼働反対行動集会（鹿児島）」
- 「13 『命育む美ら海を守る県民集会』（沖縄）」
- 「14 川内原発前集会（鹿児島）」
- 「28 『ノーニュークスデー』（東京）」
- 「28 『ボーリング調査と基地建設に反対する海上デモ・抗議集会』（沖縄）」
- 「30 集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更の閣議決定に反対する官邸前

抗議行動（東京）」

・ 7月

「1 『閣議決定阻止！7・1官邸前抗議行動』（東京）」

「7 米軍キャンプ・シュワブのゲート前監視・抗議行動開始（沖縄）」

「20 『ひろげよう！みどりのエネルギー さよなら島根原発！大集会』（島根）」

「27 『被爆69周年原水爆禁止世界大会・福島大会』（福島）」

「27 『沖縄「建白書」を実現し未来を拓く島ぐるみ会議』の結成大会（沖縄）」

・ 8月

「4～6 『原水爆禁止2014年世界大会・広島』（広島）」

「4～6 『被爆69周年原水爆禁止世界大会・広島大会』（広島）」

「7～9 『被爆69周年原水爆禁止世界大会・長崎大会』（長崎）」

「8～9 『原水爆禁止2014年世界大会・長崎』（長崎）」

「23 『みんなで行こう辺野古へ。止めよう新基地建設！8・23県民大行動』（沖縄）」

「30 『川内原発再稼働やめろ！0830再稼働反対☆国会前大集会』（東京）」

「31 『ストップ川内再稼働！九州・鹿児島川内行動』（鹿児島）」

「31 放射性廃棄物の最終処分場の建設候補地選定の白紙撤回を求める緊急住民集会（栃木）」

・ 9月

「4 『戦争させない 9条壊すな総がかり行動』（東京）」

「20 『みんなで行こう、辺野古へ。止めよう新基地建設！9・20県民大行動』（沖縄）」

「23 『さようなら原発全国大集会』（東京）」

「28 『ストップ川内原発再稼働！全国集会』（鹿児島）」

・ 10月

「9 『止めよう新基地建設！10・9県庁包囲県民大行動』（沖縄）」

- 「17 『10・17戦争への道をゆるさない東京集会』（東京）」
- ・ 11月
- 「2 東京大行進2014（東京）」
- 「7 鹿児島県庁前川内原発再稼働反対集会（鹿児島）」
- 「11 『戦争させない・9条壊すな！11・11総がかり国会包囲行動』（東京）」
- ・ 12月
- 「6 『「秘密保護法」施行するな！12・6大集会』（東京）」
- 「13 『反原発☆渋谷大行進』（東京）」
- 「14 『止めよう新基地建設！12・4県庁包囲県民大行動』（沖縄）」

(3) 地方自治体警察との間で大衆運動の動向を情報共有している

上記の年表の記載でしたように、全国各地の大衆運動の動向を警察庁警備局のみで把握することは極めて困難である。この点、沖縄県では活発な基地反対運動が展開されているので、警察庁警備局自らその動向を注視し沖縄の地方紙等で情報収集をしているとしても不自然ではない。しかし、それ以外の地域、例えば青森、北海道、福島、福井、山口、佐賀、鹿児島、秋田、広島、長崎、神奈川、滋賀、京都、福岡、栃木、静岡、埼玉、愛媛、大阪、島根などにおいては、このような大衆運動がそもそも地方紙で報道されているかどうか不明であるうえ、そのような地方紙を警察庁警備局がわざわざ注視しているとも思えない。したがって、これら東京以外の地方の大衆運動の動向については、地方自治体警察が収集し、警察庁警備局に報告しているというべきである。「年表」を見れば、大衆運動の集会の具体的な名称まで詳細に指摘している。このことから、警察庁警備局自身ではなく、その指揮のもと、地方自治体警察が具体的に当該地方の大衆運動の動向を調査したうえ、警察庁警備局に報告していることは明らかである。このように、警察庁警備局と地方自治体警察の警備課とが、大衆運動について、指揮命令と報告において相互にその情報を共有しているのである。

現に本件においても、大垣警察は、シーテック社に対し、以下のように発言している。

- ・「『船田伸子』と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している」(甲1・19頁)
- ・「過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる」(甲1・19頁)
- ・「伊賀の歯医者『武田恵世』と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっている」(甲1・25頁)
- ・「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している」(甲1・25頁)

これは大垣警察が全国の大衆運動とりわけ反原発運動や自然破壊禁止運動などの動向及びそのメンバー、さらには伊賀の歯医者である武田恵世氏の情報を保有していることを示しているところ、大垣警察がこのような全国の動向や、伊賀の人物の情報を独自に収集したとは到底思えない。したがって、これらの情報は、岐阜県警警備課を介して警察庁警備局から入手したと考えるのが自然である。

このように、警察庁警備局は、全国の地方自治体警察と、大衆運動に関する情報を共有している。

なお、一審原告三輪及び一審原告松島が行っていたのは学習会や要望書の提出などであり、上記に列挙したような大規模な集会ではない。ただ、警察庁警備局や地方自治体の公安警察は、いずれこのような大規模な集会に発展することを視野に入れて、こうした学習会や要望書の提出などの段階から、大衆運動を監視していることも明らかである。そのことは、上記に指摘した「船田伸子と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している」(甲1・19頁)、「過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる」(甲1・19頁)、「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している」(甲1・25頁)といった大垣警察の発言からも、いずれ一審原告三輪及び一審原告松島の活動が発展し、大規模となっていくことを警戒していることが明らかだか

らである。

(4) ことさら個人に着目した情報も共有している

以上のように、警察庁警備局は大衆運動を敵視し、全国の地方自治体警察との間で大衆運動の動向を情報共有しているところ、その情報は、運動団体という団体にとどまらない。当然、団体の構成員の情報も共有している。なぜなら、本件においても、大垣警察は、以下のように発言しており、法律事務所やその友の会、運動団体や訴訟団体の中心人物や構成員に注目してその情報を収集し保有していることが明らかであるからである。

・「三輪唯夫氏や松嶋氏が風力発電に拘わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることを御存じか」（甲1・8頁）

・「松島住職が、平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった。三輪唯夫と交代で友の会役員を行っているようである」（甲1・10頁）

・「岐阜コラボ法律事務所の事務局長である『船田伸子』」（甲1・19頁）

・「近藤ゆり子は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である」（甲1・25頁）

ことさら個人に着目したこれらの情報収集は、上記に述べた公安警察の国家警察体制の下、警察庁警備局が地方自治体警察に指揮命令し収集したものであることは言うまでもない。

したがって、警察庁警備局は、単に大衆運動の動向のみならず、その主催団体、その主催団体の中心人物や構成員の個人情報についても、当然に保有しているのである。

(5) データベースにより情報の共有は容易である

デジタル化社会の今日においては、収集された一番原告らの情報はデータベース化されている。したがって、地方自治体警察の公安課と警察庁警備局とがデータベース化された情報を共有することは容易である。

(6) 小括

以上より、一審被告国も、別紙物件目録2に掲げた一審原告らの情報を、データベースとして保有している。

4 違法性

抹消を求める個人情報が違法に収集・保有されたものであることは、これまで繰り返し主張してきたとおりである。

なお、原判決は、大垣警察が情報交換により情報を提供したことを違法と判断した。そうであれば、少なくとも、大垣警察がシーテック社に提供した一審原告らの情報については、抹消されなければならない。

5 権利侵害

被侵害利益が人格権であることも、これまで繰り返し主張してきたとおりである。

6 結論

よって、一審原告らは、一審被告らに対し、人格権に基づき、変更された請求の趣旨記載の情報の抹消を求める。

以上

(別紙 1)

物 件 目 録 1

岐阜県警本部警備部及び岐阜県警各警察署警備課において保有している下記物件に記載等された情報

1 三輪唯夫

(1) 一切の個人情報——主位的請求

三輪唯夫に関する一切の個人情報、行動記録などを記載した文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む、以下同じ。）及び磁気データ、並びに収集した文書及び磁気データ（以下、これらを総称して「情報等が記載等された文書等」という。）

(2) 株式会社シーテック作成の議事録（以下、単に「議事録」という。）の発言内容から収集等していることが読み取れる個人情報——予備的請求 1

三輪唯夫に関する生活環境及び自然保護等の社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 議事録に現われている個人情報——予備的請求 2

ア 三輪唯夫の、株式会社シーテックが大垣市上石津町に計画している「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」への関与に関する情報等が記載等された文書等

イ 三輪唯夫のゴルフ場開発反対運動に関する情報等が記載等された文書等

ウ 三輪唯夫の弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する情報等が記載等された文書等

エ 三輪唯夫の船田伸子との交友関係に関する情報等が記載等された文書等

オ 三輪唯夫の特定政党への関与に関する情報等が記載等された文書等

(4) 議事録に直接記載されている個人情報——予備的請求 3

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第 1 回議事録]

ア 大垣市上石津町で風力発電についての学ぶ勉強会が行われたとの情報等が記載等された文書等

イ 同勉強会の主催者であるとの情報等が記載等された文書等

ウ 風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であるとの情報等が記載等された文書等

エ 岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しているとの情報等が記載等された文書等

オ 岐阜コラボ法律事務所と繋がりを持っているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

カ 松島と交代で「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員を行っているとの情報等が記載等された文書等

キ 風力発電事業に関して法律事務所に相談を行った気配があるとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

ク 今回の行動（要望書及び嘆願書の提出）は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配があるとの情報等が記載等された文書等

ケ 共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではないかと思うとの情報等が記載等された文書等

コ 岐阜コラボ法律事務所の事務局長である船田伸子と強くつながっているとの情報等が記載等された文書等

サ そこから全国に広がってゆくことを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有した個人情報

[第1回議事録]

ア 上鍛冶屋自治会関係者であるとの情報等が記載等された文書等

イ メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動していたとの情報等が記載等された文書等

ウ 何でも反対する共産党と呼ばれているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

エ 平成26年度の上鍛冶屋自治会長に選出されたとの情報等が記載等された文書等

オ 1月26日(日)に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後5時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の反対集会が開催されたとの情報等が記載等された文書等

カ 山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされているとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

ク 5月11日付けで、㈱シーテック本店及び中部電力㈱本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5月15日に届いたとの情報等が記載等された文書等

ケ 「①地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は社会的責任ある会社とは認められない」との情報等が記載等された文書等

コ 「②2月の総会で測量立入に対する「賛否」をとり、11:27で否決された。そのうち賛成11は測量にともなう立入に賛成するものであり、風力発電事業に賛成するものではない」との情報等が記載等された文書等

サ 「③上鍛冶屋の所有(一村総持)する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない。」との情報等が記載等された文書等

シ 「④当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊する、となっていた」との情報等が記載等された文書等

ス 5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報

道がなされたとの情報等が記載等された文書等

[第4回議事録]

セ 「6月20日(金)大垣市役所上石津地域事務所一之瀬支所2階で(いちのせグリーンプラザ)において三輪唯夫が主催する「風力発電勉強会」が伊賀市の武田恵世を迎えて行われた」との情報等が記載等された文書等

ソ 「勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。(どこの新聞に挟まれたかは不明である)」との情報等が記載等された文書等

タ 「6月30日(月)現在、勉強会出席者人数など調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ていない」との情報等が記載等された文書等

チ 「一之瀬支所の支所長(福永氏)は風車事業に対し、協力的な立場をとって頂いている。いちのせグリーンプラザ使用申込が三輪唯夫であったが「勉強会」の名目の為、使用を承諾されたとのことであった」との情報等が記載等された文書等

2 松島勢至

(1) 一切の個人情報——主位的請求

松島勢至に関する情報等が記載等された文書等

(2) 議事録の発言内容から収集等していることが読み取れる個人情報——予備的請求1

松島勢至に関する生活環境及び自然保護などの社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 議事録に現われている個人情報——予備的請求2

ア 松島勢至の、株式会社シーテックが大垣市上石津町に計画している「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」への関与に関する情報等を記載等した文書等

イ 松島勢至のゴルフ場開発反対運動に関する情報等を記載等した文書等

ウ 松島勢至の弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する情報等を記載等した文書等

エ 松島勢至の特定政党への関与に関する情報等を記載等した文書等

(4) 議事録に直接記載されている個人情報——予備的請求3

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

ア 大垣市上石津町で風力発電についての学ぶ勉強会が行われたとの情報等が記載等された文書等

イ 同勉強会の主催者であるとの情報等が記載等された文書等

ウ 風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であるとの情報等が記載等された文書等

エ 岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しているとの情報等が記載等された文書等

オ 岐阜コラボ法律事務所と繋がりを持っているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

カ 松島が、平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になったとの情報等が記載等された文書等

キ 三輪と交代で「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員を行っているとの情報等が記載等された文書等

ク 風力発電事業に関して法律事務所に相談を行った気配があるとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

ケ 今回の行動（要望書及び嘆願書の提出）は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配があるとの情報等が記載等された文書等

コ 共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではないかと思うとの情

報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有した個人情報

[第1回議事録]

ア 上鍛冶屋自治会関係者であるとの情報等が記載等された文書等

イ メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動していたとの情報等が記載等された文書等

ウ 何でも反対する共産党と呼ばれているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

エ 1月26日(日)に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後5時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の反対集会在開催されたとの情報等が記載等された文書等

オ 山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされているとの情報等が記載等された文書等

カ 松島住職の奥さんは、上石津町の広報的な役目を担っており厄介だと感じているとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

キ 5月11日付けで、(株)シーテック本店及び中部電力(株)本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5月15日に届いたとの情報等が記載等された文書等

ク 「①地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は社会的責任ある会社とは認められない」との情報等が記載等された文書等

ケ 「②2月の総会で測量立入に対する「賛否」をとり、11:27で否決された。そのうち賛成11は測量にともなう立入に賛成するものであり、風力発電事業に賛成するものではない」との情報等が記載等された文書等

コ 「③上鍛冶屋の所有(一村総持)する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない」との情報等が記載等された文書等

サ 「④当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊する、となっていた」との情報等が記載等された文書等

シ 5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされたとの情報等が記載等された文書等

[第4回議事録]

ス 「6月20日(金)大垣市役所上石津地域事務所一之瀬支所2階で(いちのせグリーンプラザ)において三輪唯夫が主催する「風力発電勉強会」が伊賀市の武田恵世を迎えて行われた」との情報等が記載等された文書等

セ 「勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。(どこの新聞に挟まれたかは不明である)」との情報等が記載等された文書等

ソ 「6月30日(月)現在、勉強会出席者人数など調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ていない」との情報等が記載等された文書等

タ 「一之瀬支所の支所長(福永氏)は風車事業に対し、協力的な立場をとって頂いている。いちのせグリーンプラザ使用申込が三輪唯夫であったが「勉強会」の名目の為、使用を承諾されたとのことであった」との情報等が記載等された文書等

3 近藤ゆり子

(1) 一切の個人情報——主位的請求

近藤ゆり子に関する情報等が記載等された文書等

(2) 議事録の発言内容から収集等していることが読み取れる個人情報——予備的請求1

近藤ゆり子に関する生活環境及び自然保護などの社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 議事録に現われている個人情報——予備的請求2

- ア 近藤ゆり子の弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する情報等が記載された文書等
- イ 近藤ゆり子の2014年6月26日に行われた中部電力株式会社の株主総会における発言内容などの情報等が記載等された文書等
- ウ 近藤ゆり子の弁護士法人ぎふコラボが主催する西濃憲法集会への関与に関する情報等が記載等された文書等
- エ 近藤ゆり子の武田恵世との関係に関する情報等が記載等された文書等
- オ 近藤ゆり子の徳山ダム建設中止運動及び同訴訟への関与に関する情報等が記載等された文書等
- カ 近藤ゆり子の反原発・自然破壊禁止活動への関与、及び同活動によって近藤ゆり子と関係があるとされる人物に関する情報等が記載等された文書等

(4) 議事録に直接記載されている個人情報——予備的請求3

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

- ア 大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいるとの情報等が記載等された文書等
- イ 本人は、60歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになるとの情報等が記載等された文書等
- ウ このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねないとの情報等が記載等された文書等

[第4回議事録]

- エ 近藤ゆり子が風車事業に対して動き出す気配があるとの情報等が記載等された文書等
- オ 弁護士法人「岐阜コラボ」が毎年5月3日（憲法の日）に主催する「西濃憲

法集会」が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうであるとの情報等が記載等された文書等

カ 近藤ゆり子氏は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人であるとの情報等が記載等された文書等

キ その時に伊賀の歯医者「武田恵世」と知り合い、原子力発電反対でも武田と繋がっているとの情報等が記載等された文書等

ク そういう意味でも、風車事業反対に乗り出してきているのではないかとの情報等が記載等された文書等

ケ 反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有していた個人情報

[第4回議事録]

ア 6月26日(木)中部電力株主総会に「大垣市の近藤ゆり子」が出席し、質問をしているとの情報等が記載等された文書等

イ 中部電力の取締役は、原子力稼働を前提として発言をしており、不安を感じると述べたとの情報等が記載等された文書等

ウ 地域との共生と言いつつ、地元の声を聞いているか、CSRの観点から取締役の意見を明確にしてもらいたい。大垣市において、シーテックが進めている風力発電事業は地元を無視しているとの意見を述べたとの情報等が記載等された文書等

4 船田伸子

(1) 一切の個人情報——主位的請求

船田伸子に関する情報等が記載等された文書等

(2) 議事録の発言内容から収集等していることが読み取れる個人情報——予備的請求1

船田伸子に関する生活環境及び自然保護などの社会的政治的活動、思想信条、健康状態に関する情報等が記載等された文書等

(3) 議事録に現われている個人情報——予備的請求2

ア 船田伸子の職歴に関する情報等が記載等された文書等

イ 船田伸子の病歴に関する情報等が記載等された文書等

ウ 船田伸子の三輪唯夫との交友関係に関する情報等が記載等された文書等

エ 船田伸子と弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する情報等が記載等された文書等

(4) 議事録に直接記載されている個人情報——予備的請求3

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第3回議事録]

ア 岐阜コラボ法律事務所の事務局長であるとの情報等が記載等された文書等

イ 三輪唯夫と強くつながっているとの情報等が記載等された文書等

ウ 全国に広がってゆくことを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

エ 現在船田伸子は気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられるとの情報等が記載等された文書等

オ 今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられるとの情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有していた個人情報

なし

(別紙2)

物 件 目 録 2

警察庁警備局が保有している下記物件に記載等された情報

1 三輪唯夫

(1) 一切の個人情報——主位的請求

三輪唯夫に関する一切の個人情報、行動記録などを記載した文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む、以下同じ。）及び磁気データ、並びに収集した文書及び磁気データ（以下、これらを総称して「情報等が記載等された文書等」という。）

(2) 株式会社シーテック作成の議事録（以下、単に「議事録」という。）の発言内容から収集等していることが読み取れる個人情報——予備的請求1

三輪唯夫に関する生活環境及び自然保護等の社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 議事録に現われている個人情報——予備的請求2

ア 三輪唯夫の、株式会社シーテックが大垣市上石津町に計画している「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」への関与に関する情報等が記載等された文書等

イ 三輪唯夫のゴルフ場開発反対運動に関する情報等が記載等された文書等

ウ 三輪唯夫の弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する情報等が記載等された文書等

エ 三輪唯夫の船田伸子との交友関係に関する情報等が記載等された文書等

オ 三輪唯夫の特定政党への関与に関する情報等が記載等された文書等

(4) 議事録に直接記載されている個人情報——予備的請求3

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

ア 大垣市上石津町で風力発電についての学ぶ勉強会が行われたとの情報等が

記載等された文書等

イ 同勉強会の主催者であるとの情報等が記載等された文書等

ウ 風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であるとの情報等が記載等された文書等

エ 岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しているとの情報等が記載等された文書等

オ 岐阜コラボ法律事務所と繋がりを持っているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

カ 松島と交代で「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員を行っているとの情報等が記載等された文書等

キ 風力発電事業に関して法律事務所に相談を行った気配があるとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

ク 今回の行動（要望書及び嘆願書の提出）は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配があるとの情報等が記載等された文書等

ケ 共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではないかと思うとの情報等が記載等された文書等

コ 岐阜コラボ法律事務所の事務局長である船田伸子と強くつながっているとの情報等が記載等された文書等

サ そこから全国に広がってゆくことを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有した個人情報

[第1回議事録]

ア 上鍛冶屋自治会関係者であるとの情報等が記載等された文書等

イ メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動していたとの情報等が記載

等された文書等

ウ 何でも反対する共産党と呼ばれているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

エ 平成26年度の上鍛冶屋自治会長に選出されたとの情報等が記載等された文書等

オ 1月26日(日)に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後5時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の反対集会が開催されたとの情報等が記載等された文書等

カ 山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされているとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

ク 5月11日付けで、(株)シーテック本店及び中部電力(株)本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5月15日に届いたとの情報等が記載等された文書等

ケ 「①地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は社会的責任ある会社とは認められない」との情報等が記載等された文書等

コ 「②2月の総会で測量立入に対する「賛否」をとり、11:27で否決された。そのうち賛成11は測量にともなう立入に賛成するものであり、風力発電事業に賛成するものではない」との情報等が記載等された文書等

サ 「③上鍛冶屋の所有(一村総持)する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない。」との情報等が記載等された文書等

シ 「④当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり地域が崩壊する、となっていた」との情報等が記載等された文書等

ス 5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされたとの情報等が記載等された文書等

[第4回議事録]

- セ 「6月20日(金)大垣市役所上石津地域事務所一之瀬支所2階で(いちのせグリーンプラザ)において三輪唯夫が主催する「風力発電勉強会」が伊賀市の武田恵世を迎えて行われた」との情報等が記載等された文書等
- ソ 「勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。(どこの新聞に挟まれたかは不明である)」との情報等が記載等された文書等
- タ 「6月30日(月)現在、勉強会出席者人数など調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ていない」との情報等が記載等された文書等
- チ 「一之瀬支所の支所長(福永氏)は風車事業に対し、協力的な立場をとって頂いている。いちのせグリーンプラザ使用申込が三輪唯夫であったが「勉強会」の名目の為、使用を承諾されたとのことであった」との情報等が記載等された文書等

2 松島勢至

(1) 一切の個人情報——主位的請求

松島勢至に関する情報等が記載等された文書等

(2) 議事録の発言内容から収集等していることが読み取れる個人情報——予備的請求1

松島勢至に関する生活環境及び自然保護などの社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 議事録に現われている個人情報——予備的請求2

- ア 松島勢至の、株式会社シーテックが大垣市上石津町に計画している「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」への関与に関する情報等を記載等した文書等
- イ 松島勢至のゴルフ場開発反対運動に関する情報等を記載等した文書等
- ウ 松島勢至の弁護士法人ぎふコラボ及び同友の会との関係に関する情報等を

記載等した文書等

エ 松島勢至の特定政党への関与に関する情報等を記載等した文書等

(4) 議事録に直接記載されている個人情報——予備的請求3

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

ア 大垣市上石津町で風力発電についての学ぶ勉強会が行われたとの情報等が記載等された文書等

イ 同勉強会の主催者であるとの情報等が記載等された文書等

ウ 風力発電に拘らず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であるとの情報等が記載等された文書等

エ 岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画しているとの情報等が記載等された文書等

オ 岐阜コラボ法律事務所と繋がりを持っているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

カ 松島が、平成26年度「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員になったとの情報等が記載等された文書等

キ 三輪と交代で「岐阜コラボ法律事務所友の会」の役員を行っているとの情報等が記載等された文書等

ク 風力発電事業に関して法律事務所に相談を行った気配があるとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

ケ 今回の行動（要望書及び嘆願書の提出）は、来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配があるとの情報等が記載等された文書等

コ 共産党の株を少しでも上げることに利用したいのではないかと思うとの情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有した個人情報

[第1回議事録]

ア 上鍛冶屋自治会関係者であるとの情報等が記載等された文書等

イ メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動していたとの情報等が記載等された文書等

ウ 何でも反対する共産党と呼ばれているとの情報等が記載等された文書等

[第2回議事録]

エ 1月26日(日)に上石津町上鍛冶屋公民館と農村開発センターの2か所で、午後2時と午後5時30分の2回に分け「風力発電勉強会」という名の反対集会が開催されたとの情報等が記載等された文書等

オ 山口県と和歌山県から2名の風力反対者を招き、体験話がされているとの情報等が記載等された文書等

カ 松島住職の奥さんは、上石津町の広報的な役目を担っており厄介だと感じているとの情報等が記載等された文書等

[第3回議事録]

キ 5月11日付けで、(株)シーテック本店及び中部電力(株)本店に「南伊吹風力発電事業中止」を求める「要望書」が5月15日に届いたとの情報等が記載等された文書等

ク 「①地区の同意も得ぬうちに測量杭を打ち、調査を行った。そんな会社は社会的責任ある会社とは認められない」との情報等が記載等された文書等

ケ 「②2月の総会で測量立入に対する「賛否」をとり、11:27で否決された。そのうち賛成11は測量にともなう立入に賛成するものであり、風力発電事業に賛成するものではない」との情報等が記載等された文書等

コ 「③上鍛冶屋の所有(一村総持)する林道は、財産区の山を管理・保全するものであり、風力発電事業のものではない」との情報等が記載等された文書等

サ 「④当事業を行うことにより、上鍛冶屋地区の住民がいがみあうことになり

地域が崩壊する、となっていた」との情報等が記載等された文書等
シ 5月21日と5月22日に「大垣市長あてに嘆願書が出された旨」の新聞報道がなされたとの情報等が記載等された文書等

[第4回議事録]

ス 「6月20日(金)大垣市役所上石津地域事務所一之瀬支所2階で(いちのせグリーンプラザ)において三輪唯夫が主催する「風力発電勉強会」が伊賀市の武田恵世を迎えて行われた」との情報等が記載等された文書等

セ 「勉強会のチラシは、一之瀬および多良地区へ6月16日の新聞に挟まれて配られた。(どこの新聞に挟まれたかは不明である)」との情報等が記載等された文書等

ソ 「6月30日(月)現在、勉強会出席者人数など調査中である。地元有力者からの情報は入手出来ていない」との情報等が記載等された文書等

タ 「一之瀬支所の支所長(福永氏)は風車事業に対し、協力的な立場をとって頂いている。いちのせグリーンプラザ使用申込が三輪唯夫であったが「勉強会」の名目の為、使用を承諾されたとのことであった」との情報等が記載等された文書等

3 近藤ゆり子

(1) 一切の個人情報——主位的請求

近藤ゆり子に関する情報等が記載等された文書等

(2) 議事録の発言内容から収集等していることが読み取れる個人情報——予備的請求1

近藤ゆり子に関する生活環境及び自然保護などの社会的政治的活動、思想信条に関する情報等が記載等された文書等

(3) 議事録に現われている個人情報——予備的請求2

ア 近藤ゆり子の弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する情報等が記載された

文書等

- イ 近藤ゆり子の2014年6月26日に行われた中部電力株式会社の株主総会における発言内容などの情報等が記載等された文書等
- ウ 近藤ゆり子の弁護士法人ぎふコラボが主催する西濃憲法集会への関与に関する情報等が記載等された文書等
- エ 近藤ゆり子の武田恵世との関係に関する情報等が記載等された文書等
- オ 近藤ゆり子の徳山ダム建設中止運動及び同訴訟への関与に関する情報等が記載等された文書等
- カ 近藤ゆり子の反原発・自然破壊禁止活動への関与、及び同活動によって近藤ゆり子と関係があるとされる人物に関する情報等が記載等された文書等

(4) 議事録に直接記載されている個人情報——予備的請求3

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第1回議事録]

- ア 大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいるとの情報等が記載等された文書等
- イ 本人は、60歳を過ぎているが東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになるとの情報等が記載等された文書等
- ウ このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねないとの情報等が記載等された文書等

[第4回議事録]

- エ 近藤ゆり子が風車事業に対して動き出す気配があるとの情報等が記載等された文書等
- オ 弁護士法人「岐阜コラボ」が毎年5月3日（憲法の日）に主催する「西濃憲法集会」が一息ついたので、風車事業反対活動に本腰を入れそうであるとの情

報等が記載等された文書等

カ 近藤ゆり子氏は、徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人であるとの情報等
が記載等された文書等

キ その時に伊賀の歯医者「武田恵世」と知り合い、原子力発電反対でも武田と
繋がっているとの情報等が記載等された文書等

ク そういう意味でも、風車事業反対に乗り出してきているのではないかとの情
報等が記載等された文書等

ケ 反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している
との情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有していた個人情報

[第4回議事録]

ア 6月26日(木)中部電力株主総会に「大垣市の近藤ゆり子」が出席し、質
問をしているとの情報等が記載等された文書等

イ 中部電力の取締役は、原子力稼働を前提として発言をしており、不安を感じ
ると述べたとの情報等が記載等された文書等

ウ 地域との共生と言いつつ、地元の声を聞いているか、CSRの観点から取締
役の意見を明確にしてもらいたい。大垣市において、シーテックが進めている
風力発電事業は地元を無視しているとの意見を述べたとの情報等が記載等さ
れた文書等

4 船田伸子

(1) 一切の個人情報——主位的請求

船田伸子に関する情報等が記載等された文書等

(2) 議事録の発言内容から収集等していることが読み取れる個人情報——予備
的請求1

船田伸子に関する生活環境及び自然保護などの社会的政治的活動、思想信

条、健康状態に関する情報等が記載等された文書等

(3) 議事録に現われている個人情報——予備的請求2

ア 船田伸子の職歴に関する情報等が記載等された文書等

イ 船田伸子の病歴に関する情報等が記載等された文書等

ウ 船田伸子の三輪唯夫との交友関係に関する情報等が記載等された文書等

エ 船田伸子と弁護士法人ぎふコラボとの関係に関する情報等が記載等された文書等

(4) 議事録に直接記載されている個人情報——予備的請求3

A 警察が収集・保有していた個人情報

[第3回議事録]

ア 岐阜コラボ法律事務所の事務局長であるとの情報等が記載等された文書等

イ 三輪唯夫と強くつながっているとの情報等が記載等された文書等

ウ 全国に広がってゆくことを懸念しているとの情報等が記載等された文書等

エ 現在船田伸子は気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられるとの情報等が記載等された文書等

オ 今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられるとの情報等が記載等された文書等

B シーテック社から収集し保有していた個人情報

なし

以上